

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第71号

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条の2中「、第8条の2及び第14条の7」を「及び第8条の2」に改める。

第15条の3第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当は、任用期間及び勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用短時間勤務職員に対して支給するものとし、その額は、他の職員との均衡を考慮して規則で定める額とする。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第16条中「及び第13条(勤勉手当に係る部分に限る。)」を削る。

第17条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「第7項」を「第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。